

令和 2 年 3 月 定例会

河合町議会会議録

令和 2 年 3 月 4 日 開会

河合町議会

令和2年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（3月4日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	4
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○町長のあいさつ	6
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○付議事件の一括提案理由の説明	12
○議案第19号の質疑、討論、採決	21
○議案第22号の質疑、討論、採決	23
○議案第23号の質疑、討論、採決	23
○同意第1号質疑、討論、採決	24
○同意第2号質疑、討論、採決	33
○議案第5号から議案第9号、議案第18号、議案第20号、議案第21号 議案第24号から議案第26号の委員会付託	40
○議案第10号から議案第17号の委員会付託	41
○散会の宣告	42
○署名議員	43

河合町告示第4号

令和2年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年 2月27日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和2年 3月 4日

2 場 所 河合町議会議場

令和 2 年 3 月 4 日（水曜日）

（第 1 号）

令和2年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和2年3月4日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第19号 河合町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第 4 議案第22号 河合町立河合幼稚園預かり保育条例の廃止について
日程第 5 議案第23号 河合町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
日程第 6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 8 議案第5号 令和元年度河合町一般会計補正予算について
日程第 9 議案第6号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第10 議案第7号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
日程第11 議案第8号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算について
日程第12 議案第9号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
日程第13 議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第14 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第16 議案第24号 河合町営住宅管理条例の一部改正について
日程第17 議案第25号 河合町道路線の認定について
日程第18 議案第26号 河合町道路線の変更について
日程第19 議案第10号 令和2年度河合町一般会計予算について
日程第20 議案第11号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計予算について
日程第21 議案第12号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第22 議案第13号 令和2年度河合町下水道事業特別会計予算について
日程第23 議案第14号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について
日程第24 議案第15号 令和2年度河合町介護保険特別会計予算について
日程第25 議案第16号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について
日程第26 議案第17号 令和2年度河合町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番 森 光 祐 介

2番 常 盤 繁 範

3番 梅野 美智代
5番 中山 義英
7番 長谷川 伸一
9番 大西 孝幸
11番 岡田 康則
13番 谷本 昌弘

4番 佐藤 利治
6番 坂本 博道
8番 杵本 光清
10番 馬場 千恵子
12番 西村 潔

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原 和人	副町長	田中 敏彦
教育長	竹林 信也	企画部長	澤井 昭仁
総務部長	福井 敏夫	福祉部長	門口 光男
住民生活部長	木村 光弘	まちづくり 推進部長	堀内 伸浩
教育部長	上村 欣也	企画部次長	森嶋 雅也
総務部次長	浮島 龍幸	福祉部次長	杉本 正範
まちづくり 推進部次長	福辻 照弘	まちづくり 推進部次長	石田 英毅
安心安全 推進課長	上村 学	総務課長	小野 雄一郎
財政課長	上村 卓也	住民福祉課長	中野 雅史
社会福祉課長	浦 達三	高齢福祉課長	松村 豊範
子育て支援 課長	小山 寿子	特命担当課長	梅野 修治
住民生活課長	上村 英伸	環境衛生課長	佐藤 桂三
特命担当課長	井筒 匠	まちづくり 推進課長	中島 照仁
教育総務課長	中尾 勝人	生涯学習課長	小槻 公男
スポーツ振興 課長	中野 典昭		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長 阪 本 武 司

調 整 員 松 本 良 一

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。本日、告示第4号をもって令和2年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第1回定例会は成立しましたので開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回3月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応につきましては、2月20日から3月に行われる予定のイベント等について、中止、延期、規模縮小の決定をし、小中学校については3月24日まで休校としました。今後も更なる対策について検討を続けて参ります。

さて、今議会には、町長として初めての当初予算案及び関連議案を提出しました。そこで、新年度における町政の展望と私の理念に基づく基本方針及び施策の一端を申し上げますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私は、新年度に「河合愛AI構想」の具体策を定め町政を進める所存です。既にご案内の通り、「河合愛AI構想」とは、河合町の豊富な資産（オリジナリティ）を再認識し、更に

それらを活用して新たな資産と魅力を形成していくものです。町の魅力向上は人口減少対策に繋がります。「河合愛 AI 構想」により、人口減少対策、健全財政に結びつけ、新たな施策に繋げていく「好循環」を図っていきたいと考えています。

また、「河合愛 AI 構想」は、河合町のあるべき姿、目指すべき姿である「人に優しい、人情あふれる町 温かい町」を求めるものです。そこで、新年度では、町民の皆様と共に「夢を語り 愛を集め 知恵を出し合う」、そのようなタウンミーティングを小さな単位で開催し、「河合愛 AI 構想」に磨きをかけていきます。

なお、人口減少対策については、平成 27 年度に地方版総合戦略である「河合町街再生総合戦略」を策定し事業を進めて参りました。戦略策定時は、若者世代の転出が顕著にあらわれ転出超過の状況が大きな課題でありましたが、ついに平成 30 年度から転入超過に転じました。これまでの取り組みの方向性に間違いが無かったと認識すると同時に、これをベースとして、そして「河合愛 AI 構想」に沿った次期街再生総合戦略を定め、河合町の魅力を向上させ、それを前面に押し出し、人口減少対策を進めていきます。

次に予算の全体像についてご説明申し上げます。本町の財政状況は、住民の高齢化や人口減少などにより、歳入の根幹であります町税や地方交付税が減収し、また、歳出では今後も社会保障関連経費や公共施設・社会インフラの老朽化対策などの増加が見込まれるなど依然厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、令和 2 年度予算につきましては、引き続き行財政の健全化に向けた努力が必要との認識の下、一定水準の行政サービスを確保するとともに、「河合愛 AI 構想」及び「街再生総合戦略」による町の魅力向上、人口減少・少子高齢化の克服などの、将来に繋がる施策を、着実に進めることが重要であることから、限られた財源の有効配分を基本として予算編成を行いました。

その結果、一般会計当初予算の総額は、63 億 2,000 万円で、前年度に比べ 6,000 万円、0.9%の減額となっています。

歳入面では、住民の高齢化や主要法人の業績悪化などにより主要一般財源である町税で 4,300 万円の減額、地方交付税でも 7,100 万円の減少となっています。

一方、歳出面では、会計年度任用職員制度新設などで人件費 7,100 万円の増額、住民の高齢化などにより社会保障関連経費として扶助費が 1 億 7,000 万円の増額となっています。

このような厳しい状況の中で、令和 2 年度予算編成においては、町の主要事業を着実に進めるための財源確保の取り組みとして、町有地の処分を促進すると共に、職員給与削減の継

続及び削減範囲と率を拡大、経常的経費である消耗品費のマイナスシーリングの実施、更に、公債費では金融機関との協議により償還条件を見直すことなどで財源確保を図っております。

さて、「河合愛 AI 構想」は、3つの施策を軸としています。1つめはファシリティーマネジメント（公共施設再編）、2つめは教育のまち、3つめは子育て環境です。

そこで、次に令和2年度の主な取り組みについて、「河合愛 AI 構想」の3つの施策からご説明申し上げます。

まず、ファシリティーマネジメント（公共施設再編）についてです。小学校の再編やかがやきの森こども園の開園などに伴い、跡地の有効活用が課題となります。それらの跡地利用も含め、町内の公共施設や町有地を見つめ直し、既存の概念を捨てて「賢く使う」計画を定めます。なお、本年3月に閉校となる第三小学校跡地を町民が求める「便利」「安心・安全」「快適」「幸福」のために最大限に生かした施設への利活用及び池部駅周辺の利活用については、優先して取り組んで参ります。その先駆けとして、先般、株式会社南都銀行と包括連携協定を締結いたしました。同行が持つ、知見・ネットワークを活かして、持続可能な社会の実現に邁進して参る所存です。

池部駅を玄関口とする馬見丘陵公園は、町の大きな資産です。四季折々の花々やイベントは更にその価値を高め来場者を誘引します。これらの来場者に町の魅力を発信すると共に、周辺史跡を活用するなど、奈良県と連携して更なる来場者の誘致に取り組みます。

荒廃農地を活用した事業の「たんぼの楽耕」については、多くの町民が参加するなど順調に推移していますが、新年度からは町外在住者にも募集を広げ、新規就農に導く事業展開と共に、河合町への愛着を醸成して参ります。

町内にある複合映画館も河合町の貴重な資産です。町民に対する優待券販売事業はイオンシネマと提携して今年度も継続していきます。

次に、「教育のまち」についてです。

ICT教育については、小中学校に導入しましたタブレット端末を活用した情報教育の推進に努めます。更に、政府のギガスクール構想に基づき、小中学校の校内通信ネットワークの整備を行い、ICT環境を高規格に整えることとしました。

また、新年度から英語が教科となる小学生に対しましては、夏休みを利用した体験型プログラムである、イングリッシュ・エデュケーション・プログラムの充実を図ります。

学校施設については、第二小学校の改修が令和2年度で完了しますが、他の学校の老朽化

が進んでいることから、適切なマネジメントを行うために個別に長寿命化計画を策定します。

さて、いよいよ本年7月に、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。これに合わせて聖火リレーが全国各地を回りますが、河合町には4月13日にやって来ます。56年ぶりに日本で開催される世界の祭典を身近に感じる機会にしたいと考えています。

次に、「子育て環境」についてです。

かがやきの森こども園は、いよいよ4月に開園します。入園予定の186人の子ども達は開園を待ちわびているのではないのでしょうか。馬見丘陵公園や総合スポーツ公園に隣接するという他に例のない抜群の環境は河合町が誇ることのできるオリジナルです。この環境のもとで子どもたちが集い学び活動して、豊かな心と生き抜く力の基礎を育む姿が目に見えます。

学童保育所については、新年度から閉所時刻を午後7時に延長し働く保護者を支援します。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置し、保健・医療・福祉・教育などと連携して切れ目のない支援ができる体制を整えます。

安心と安全も町の魅力を形成する重要な課題です。

不毛田川の内水対策につきましては、奈良県が候補地の測量・地質調査及び予備設計を行い、浸水に対し効果のある施設検討をいたします。それらの結果に基づき、効果と費用の両面において、県と協議を重ね、本町にとって最善となる対策を進めて参ります。また、奈良県に対して、不毛田川の河川改修など治水対策について強く求めて参ります。

災害対策につきましては、令和元年度に「総合防災マップ」を改訂しましたが、これを全戸に配布して想定浸水区域を周知すると共に、災害に対する知識や備えを啓発して参ります。また地域住民による防災組織の構築と災害時における迅速かつ組織的な対応を可能にする地域住民を主体とした「地区防災計画」の策定を促進するため地区防災計画策定団体への補助を行います。

上水道事業につきましては、西大和配水タンクの除却工事が令和2年12月に完了予定ですが、今後も災害時や緊急時においても安定供給できるよう取り組んで参ります。

「産直市」は5,000人を超える人が集う河合町オリジナルの一大イベントとなりました。町内で栽培された安心・安全・新鮮な農産物と和歌山県すさみ町の海産物をメインにして、商工会、地元商店、地元福祉作業所のコラボレーションによる「春と秋の産直市」を通じて、今後も子どもからお年寄りまで、世代を超え楽しんでいただける地域間交流「かわいの賑わい、活性化」を図って参ります。

また、夏と冬に行われる「ふるさとの日」も町のオリジナルイベントです。ふるさと回帰のイベントとして新年度は冬のイベント会場を馬見丘陵公園に移して奈良県と連携して実施する予定です。

特産品の開発として農業委員会が中心となり、ウーハン芋の栽培に取り組み、ふるさと納税の返礼品にも活用できないか検討して参ります。なお、ふるさと納税額の令和元年度の見込額は前年度の2倍となる見込みです。

町内循環ワゴン「すな丸号」については、運行ルートや車両に関するご意見をいただいているところです。このことから、検討体制を設け課題解決に努めていきます。

中型バスについては、老朽化や排ガス規制などによりご迷惑をおかけしておりましたが、マイクロバスを後継車両として更新することとしました。

国民健康保険の県単位化については、国民健康保険財政調整基金の活用も視野におき、令和6年度の保険料水準の統一に向けて進めて参ります。

障害福祉対策として、サービスの提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために第6期障害福祉計画を策定します。

また、介護保険事業では主に介護予防、健康づくり、地域包括ケアシステムの推進などを重点項目として第8期介護保険事業計画を作成します。

ごみ処理につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合のごみ処理施設の令和6年稼働に向けて、中継施設の整備と併せて取り組んで参ります。

住宅管理につきましては、策定した「町営住宅等長寿命化計画」に基づき住宅改修を計画的に進めて参ります。

さて、令和3年12月をもって、我が町は町制施行50年という節目の時を迎えます。新年度においては、50周年記念イベントの企画立案を行います。

以上、新年度の施政方針及び施策の概要を申し上げます。

令和2年度は、議員各位、町民の皆様と共に令和の新しい時代を切り開き、河合町の明るい未来へと大きく踏み出す年にしたいと考えています。未来につながる予算案及び関連条例へのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、5番、中山義英、6番、坂本博道議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

2月27日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） さる2月27日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月4日より3月18日までの15日間といたします。

次に会期日程でございますが、本日4日が本会議。

一般質問は5日と6日、それぞれ午前10時から行います。

予算審査特別委員会は9日と10日、それぞれ午前10時から行います。

総務常任委員会は、13日、午前10時から。

厚生常任委員会は、13日、午後1時30分から。

経済建設常任委員会は、16日、午前10時から。

本会議最終日は18日、午前10時から行います。

本日の議事日程は、議案第5号から第26号の22議案、同意第1号、第2号の2同意を本
日一括上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日4日より18日までの15日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（杵本光清） それでは理事者より議案第5号から議案第26号までの22議案、同意第1号、第2号の2同意について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（杵本光清） はい、田中副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） それでは、3月定例会に提出致しました、議案第5号から議案第26号までの22議案、同意第1号と第2号の2同意、合計24案件につきまして、順次ご説明を申し上げます。

議案第5号 令和元年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億5,766万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を70億8,818万6,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては3ページをお開きください。

ため池防災対策等推進事業1,874万7,000円、ギガスクール構想事業1億81万9,000円、小学校再編事業2億7,100万8,000円、合計3億9,057万4,000円を計上させていただいております。

第3条「地方債の補正」につきましては4ページをお願いします。

このことにつきましては、2事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計7億4,320万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明致します。14ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費1,022万8,000円の減額及び款2総務費、項2徴税費、161万円の減額につきましては、事業費の確定などにより、いずれも不用額を減額するものでございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード交付事業費において、国の交付金請求見込額の増加に伴い66万4,000円を増額するものでございます。

16ページをお願いします。

款2 総務費、項4 選挙費では、町長、町議会議員選挙費で不用額111万9,000円を減額するものでございます。

18 ページをお願いします。

款3 民生費、項1 社会福祉費では、社会福祉総務費で、国保特会と介護特会への繰出金額の確定により749万1,000円の増額。

老人福祉費で、老人ホーム入所事業費不用額100万円の減額。

障害福祉費では、精神障害者医療給付費と介護給付費において、給付額の増加に伴い1,000万円の増額。

国民健康保険医療助成費では、国保税の軽減分確定に伴い国保特会への繰出金269万円を増額するものでございます。

款3 民生費、項2 児童福祉費の児童福祉総務費では、子ども医療給付費で給付額の増加により65万円の増額、ひとり親家庭等医療給付費で給付額の増加に伴い137万8,000円の増額、子ども・子育て支援事業計画策定費では不用額143万6,000円を減額するものでございます。

20 ページをお願いします。

款4 衛生費、項2 清掃費では、不用額211万7,000円を減額するものでございます。

款6 農林商工費、項1 農業費では、1,190万6,000円の増額で、国の補正予算を受けて、ため池耐震性調査、実施設計業務委託を実施するものでございます。

款7 土木費、項2 道路橋梁費では、道路整備費の補助事業分において国の補助内示額に合わせて、事業費4,621万4,000円を減額するものでございます。

22 ページをお願いします。

款7 土木費、項4 都市計画費では、公共下水道費で下水道事業特別会計補正に伴う財源調整分として繰出金2,998万円を増額するものでございます。

款8 消防費、項1 消防費では、非常備消防費で退職団員の増加に伴い退職報奨金367万7,000円を増額、消防施設費では不用額218万1,000円を減額するものでございます。

款9 教育費、項1 教育総務費では事務局費において、幼稚園就園奨励費不用額246万4,000円の減額と、ギガスクール構想事業として国の補正予算を受けて小中学校の校内ランと電源キャビネットを整備するものでございます。

24 ページをお願いします。

款9 教育費、項2 小学校費の小学校教育振興費328万1,000円の増額につきましては、学習指導要領の改訂及び小学校教科書の改訂に伴い、教師用教科書及び指導書購入費を増額する

ものがございます。

小学校建設費では、国の補正予算を受けて、第2小学校改修工事の3期工事分を実施するものです。

款11公債費、項1公債費では、長期債償還利子の不用額1,729万7,000円を減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金で598万7,000円の増額。

同じく款14国庫支出金、項2国庫補助金で1億7,145万4,000円の増額。

款15県支出金、項1県負担金で237万7,000円の増額。

10ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金で39万9,000円の増額。

款18繰入金、項1基金繰入金で1,200万円の増額。

款20諸収入、項4雑入で285万1,000円の増額。

12ページをお願いします。

款21町債、項1町債で1億6,260万円の増額となっております。

以上、歳入歳出3億5,766万8,000円の増額補正となっております。

議案第6号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,071万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を22億3,663万1,000円とするものがございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費では、国民健康保険財政調整基金への積立金2,893万5,000円の増額。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金では、県支出金の精算に伴い返還金63万1,000円を増額するものです。

款13国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分では、納付金額確定に伴い516万2,000円の増額となっております。10ページをお願いします。

款13国民健康保険事業費納付金、項2後期高齢者支援金等分では、納付金額確定に伴い2,194万9,000円の減額となっております。

款13国民健康保険事業費納付金、項3介護納付金分では、納付金額確定に伴い206万2,000円の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。

款6繰入金、項1繰入金で1,071万7,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1,071万7,000円の増額補正となっております。

議案第7号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,422万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6億7,477万3,000円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお願いします。

このことにつきましては4事業の借入限度額を表のとおり定め起債の限度額を1億4,620万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費一般管理費で、消費税中間納付税額確定により540万3,000円の減額となっております。

款2公共下水道事業費から12ページ款4公債費まですべて事業費確定等に伴う不用額の減額及び財源の補正となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。

款1使用料及び手数料、項1使用料で2,910万7,000円の減額。

款5繰入金、項1繰入金で2,998万円の増額。

款7町債、項1町債では2,510万円の減額となっております。

以上、歳入歳出2,422万7,000円の減額補正となっております。

議案第8号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「保険事業勘定の歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算総額を19億1,687万1,000円とするものでございます。それでは、歳出からご説明いたします。10ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費では、地域密着型介護サービス給付費で、サービス受給者数の減少に伴い、給付費1,000万円の減額となっております。

款4地域支援事業費、項3介護予防・生活支援サービス事業費では、通所介護費の増加に伴い200万円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。

款1保険料、項1介護保険料で46万4,000円の減額。

款4国庫支出金、項1国庫負担金で200万円の減額。

同じく款4国庫支出金、項2国庫補助金で40万円の増額。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金で216万円の減額。

款6県支出金、項1県負担金で125万円の減額。

8ページをお願いします。

款6県支出金、項3県補助金で25万円の増額。

款7繰入金、項1一般会計繰入金で53万6,000円の減額。

款7繰入金、項2基金繰入金で224万円の減額となっております。

以上、歳入歳出800万円の減額補正となっております。

議案第9号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算総額を3億7,510万2,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金では、納付金額確定により50万円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料で50万円の増額となっております。

以上、歳入歳出50万円の増額補正となっております。

議案第10号から議案第17号までの8議案につきましては、令和2年度河合町一般会計並びに6特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。

この議案につきましては、皆様に「予算書及び予算に関する説明書」並びに「予算案の概要」をお配りしておりますので、ごく簡単にご説明させていただきます。

それでは、議案第10号 令和2年度河合町一般会計予算についてご説明いたします。

予算書5ページ並びに予算案の概要の17ページをお願いします。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を63億2,000万円と定め、前年度当初予算額と比較いたしまして、6,000万円の減額、率で0.9%の減となっております。

前年度当初予算は骨格予算として編成され、普通建設事業費などの政策的経費は6月定例会で一般会計補正予算として議決されましたが、その補正後の予算額65億4,139万5,000円と比較すると、金額で2億2,139万5,000円の減少、率で3.4%の減となっております。

第2条「地方債」につきましては、予算書12ページをお願いします。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり8事業、起債限度額3億3,470万円と定めるものでございます。

第3条「一時借入金」につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第4条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第11号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計予算についてでございます。予算書263ページ、並びに予算案の概要の65ページをお願いします。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を21億7,100万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で3,100万円の減額、率で1.4%の減となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第12号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。予算書の299ページ、並びに予算案の概要の67ページをお願いします。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を290万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で110万円の減額、率で27.5%の減となっております。

議案第13号 令和2年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。予算書の315ページ、並びに予算案の概要の69ページをお願いします。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を7億2,600万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で3,300万円の増額、率で4.8%の増となっております。

第2条「地方債」につきましては、予算書318ページをお願いします。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、4事業、起債限度額1億9,350万円と定めるものでございます。

議案第14号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてでございます。予算書の349ページ、並びに予算案の概要の71ページをお願いします。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と同額となっております。

議案第15号 令和2年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。予算書の

365ページ、並びに予算案の概要の73ページをお願いします。

保険事業勘定につきましては、第1条「歳入歳出予算」で予算の総額を19億5,600万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で1億4,400万円の増額、率で7.9%の増となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第16号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。予算書の405ページ、並びに予算案の概要の87ページをお願いします。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を3億9,600万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で2,900万円の増額、率で7.9%の増となっております。

議案第17号 令和2年度河合町水道事業会計予算についてでございます。別冊の水道事業会計予算書1ページ、並びに予算案の概要の89ページをお願いします。

第2条「業務の予定量」は予算書のとおりであります。

第3条「収益的収入及び支出」の予定額につきましては、収入額を5億8,082万4,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で2,303万8,000円の減額、率で3.8%の減。

また、支出額を5億5,496万5,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で1,330万6,000円の増額、率で2.5%の増となっております。

第4条「資本的収入及び支出」の予定額につきましては、収入額を2億9,900万円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で1億円の増額、率で50.3%の増となっております。

また、支出額を3億5,208万4,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で1億1,227万5,000円の増額、率で46.8%の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,308万4,000円については、過年度分損益勘定留保資金4,808万4,000円と建設改良積立金500万円で補填するものでございます。

第5条「企業債」につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、1事業、起債限度額2億4,300万円と定めるものでございます。

第6条「一時借入金」につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第7条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として、職員給与費4,633万3,000円と定めるものでございます。

第9条「たな卸の購入限度額」につきましては、100万円と定めるものでございます。

議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、会計年度任用職員等に関する規定を整備するため、関係する条例を一括して改正するものでございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第19号 河合町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、引用法律名の修正や条ずれの解消などを行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてで、ございます。

このことにつきましては、特別職及び一般職の職員の給与について、減額する期間を令和2年度まで延長し、併せて削減対象と削減率を変更するものでございます。

人口減少や少子高齢化の影響などで町税や地方交付税などの主要一般財源収入の減少が続くなかにも、教育、福祉、安心安全などの重要な施策を着実に進めるための財源を確保するため、財政健全化と併せて常勤特別職及び一般職の職員の給与削減を継続して行うものでございます。

常勤特別職は、給料及び地域手当、期末手当を対象とし、給料月額20%を削減、一般職員については、給料及び地域手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当を対象とし、給料月額10%から3%の削減を行うものです。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、被保険者（納税義務者）の1期分あたりにおける負担軽減のため、現在の納期数である8期を10期に改正するものでございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第 22 号 河合町立河合幼稚園預かり保育条例の廃止についてでございます。

このことにつきましては、河合町立河合幼稚園の廃園に伴い、本条例を廃止するものでございます。

この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 23 号 河合町子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、福祉部子育て支援課が設置されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、会議の庶務を福祉部子育て支援課で行うものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 24 号 河合町営住宅管理条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「民法の一部を改正する法律」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により、民法における債権関係の規定が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 25 号 河合町道路線の認定についてでございます。

このことにつきましては、認定こども園の開園に伴い、円滑な通行の確保を図るため道路を改修したことにより、河合町道路線の認定を行いたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 26 号 河合町道路線の変更についてでございます。

このことにつきましては、道路を新設したことにより、河合町道路線の変更を行いたく、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、委員の任期満了により、新たに下記の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大阪府柏原市法善寺 3 丁目 789 番地の 2、氏名、西村和也（にしむら かずや）、
生年月日、昭和 27 年 3 月 24 日。

経歴書を添付いたしておりますので、参照していただきたいと存じます。

同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、委員の任期満了により、新たに下記の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町高塚台2丁目20番地2、氏名、梶原良夫（かじわら よしお）、生年月日昭和24年5月20日。経歴書を添付いたしておりますので、参照していただきたいと存じます。

以上、提出いたしました24案件の説明とさせていただきます。

マスクをしております、お聞き苦しい点たくさんありました。お詫びをいたします。

よろしく、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（杵本光清） 暫時休憩します。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 再開します。

日程第3 議案第19号 河合町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 同意第1号、2号についての・・・

○議長（杵本光清） 佐藤議員、今は議案第19号です。

○4番（佐藤利治） すみません。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この条例については、簡素化とか効率化という事が出されたと思うんですけども、弁明書が正副2通になったところをご説明いただきたいのと、交付の日

なんですけども、4月1日とかの施行が多いんですけども、公布日から施行をするというイメージですか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） まず、1点目にご質問いただきました、弁明書に関するご質問ですが、今回の規定内容と言いますのは、元々弁明書というのは2通提出する必要があったんですけども、その内用をより明確に規定し直ただけでありまして、運用であるとか取り扱いに関して、何ら変更あったものではございません。次に条例の廃止行為ですが、交付の日となっておりますから、引用している法律の施行日が昨年12月16日に施行しております。よって時点まで遡及する必要も無い事から、今回交付の日施行とさせていただいたところがございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） こういうやり方というのは、例文かもしれないんですけども、これは情報、通信技術という事なんですけども、具体的にはメールとか何を想定してるのでしょうか。それでも、本人かどうかというのを何かの形で何かどうこうしたりするのでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 条例に規定があります、電子情報処理組織に関しましては、これは12項に奥まって規定されておりまして、行政機関等の使用にかかる電子計算機とその手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を有するという事で、規定されております。これを具体的に申し上げますと、いわゆるメールであるとかそういう手続になると思います。後、本人確認ですが、今回、この第6条の規定と言いますのが、あくまでも固定資産評価委員会に対して、町側が弁明書を提出するという事を定められておりますので、本人確認の手続は必要ないかと思っております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。着席願います。

よって、議案第19号 河合町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第4 議案第22号 河合町立河合幼稚園預かり保育条例の廃止についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。着席願います。

よって、議案第22号 河合町立河合幼稚園預かり保育条例の廃止については可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第5 議案第23号 河合町子ども子育て会議設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。

よって、議案第23号 河合町子ども子育て会議設置条例の一部改正については可決されました。

◎同意第1号、第2号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、採決を行います。

本案に同意する事に賛成の方、起立願います。

○7番（長谷川伸一） 議長、質疑いいですか。

○議長（杵本光清） 質疑、認めます。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回の同意第1号について、人選について選任の理由を教えてくださいませんか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の選任の理由につきましては、今回固定資産評価委員会の委員さんのうち2人が退職の意向を示されたため、地方税法の規定に基づきまして、退職のある方の中から人選し、内諾を得られた方について議案の方提出させていただいたものでございます。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 一般的に土地家屋の評価というのは、本来は市町村、河合町であれば河合町の税務課が行うんです。よほど大規模な建物。例えばイオンとか。そういった物であれば県税事務所が応援してくれることもあります。この方の経歴をみまして、この方がはたして河合町内にある個人の家宅の住宅を評価できるのか、できないのか。もし、できないとした場合、そういった方が審査評価委員になられても他人の不服申し立てに対して、適正に評価できるのか。私はその辺を理事側がどのように考えているのか。近年は審査決定を不服として裁判にいたっているケースが多々あります。それで、自治体が敗訴しています。その辺を踏まえ近年は弁護士、不動産鑑定士、2級建築士そういった専門性をもった方を採用している自治体が多いですが、河合町はそのあたりをどのように考えて選任されたかお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） まず、西村氏に関しましては、県庁退職後、建物補償ですとか土地建物に関する鑑定業務に携わっておられます。そして、それらをもとに固定資産評価について学識経験を有する方という事で考えて提案させていただいております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） その方の勤務時間、報酬。それと私が持っている資料の中では、中立公正な立場から評価額が適正か否かについて審査決定を行いますという事になってるんですけども、選ばれた方でそういう事ができるのかというのを、聞きたいです。それと、先ほど課長の方から言われた1名の方については、経歴見ましたけど、民間企業に現在至るとなっておるんですけど、ここは奈良県からでは清龍生駒道路なんかのコンサル業務を受注しております。そういう意味で漏洩とか守秘義務が守れるのかなというのが心配です。それと、その前の関西保証問題研究所ですかね、そこにおられた時の経歴もまちづくりの方はよくご存じ

だと思っんですけども、工事の前後の家屋調査、ようするに工事するにあたって先に現状を確認して工事が終わった後に問題が起こってないかという家屋の調査をするような会社なんです。そこで先ほど他の議員からも言われましたけども、弁護士とか不動産鑑定士とかが付いた時、同じような力を得れるのかというのを聞いてみたいです。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 最初に質問いただきました、勤務時間、報酬に関しましては、特別職の非常勤でありまして、勤務にあたった1日あたり、日額5,000円という報酬が支給されます。次に守秘義務に関しておっしゃってますが、河合町で定める個人情報保護条例における実施機関にこの固定資産評価審査委員会も含まれてますので、一定の守秘義務が課せられております。最後にこの経歴の中で居たは今回の固定資産の評価について役立てれるのかという事ですが。現在も鑑定事務所に勤務されておるところから、土地におきましても専門的な評価の知識を有されてるという判断が今回の議案を提出させていただいたところでございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 固定資産税の運営の適正・公平をきし、又評価に対する納税者の信頼を確保する趣旨から、家屋に対する納税者の状況について処理するために専門性を有する独立した中立的な機関によって審査決定するために中立的・専門的な第三者機関として設置されているのがこの固定資産評価審査委員会と認識しております。今回、河合町でも償却資産に対する固定資産税の課税の改善など、納税に対する住民の協力をいっそう強める必要性があるとしております。町としての適正な課税評価の質を高めると共に住民の不服に答える、固定資産評価審査委員会の地方税法の趣旨に基づいて、その機能を高める事が必要ではないかと思っております。その点で審査委員の選任は重要だと思っております。それにたつて今回の選任についてでございますが、地方税法423条3項では固定資産評価審査委員の選任の対象者について3点明記されております。1つ目は当該調査の住民又は2つ目に市町村税の納税義務者、3つ目は固定試算評価について学識経験を有する者の内から選任するとしておりますから、今回選任された方はこの3つの内のどれに該当するという事で選任されてるのかできれば、選任者である町長におたずねします。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 私の方から説明させていただきます。西村氏におきましては、県庁OBとして、現在総合鑑定事務所から固定資産評価について学識経験を有する者という事で選任させていただきました。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今の時代ですから、固定資産評価委員会の中立性・専門性を高める事が必要だと思います。委員については固定資産について学識経験を有する者を中心に選任すべきだと思います。他の自治体では学識経験有するものというのは具体的に学者、研究者、その他、不動産鑑定士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、一級建築士等の有資格者、又は地方公共団体における固定資産評価の実務経験者等の明確にして実際に定める定員、定数を不動産鑑定士、弁護士、税理士で構成している自治体もいくつかあります。そういう点で今回の選定対象者の方がここで、学識研究者、有識資格者、固定資産評価の実務経験者等のどの経歴が具体的にあるのでしょうか。行政の執務を高める点で審査員については4つ経験を持っている者から選ぶ事を明確にして選任する方向に今後から切り替えていかなくてはならないと思いますが、先ほど言われたこの方につきましては、その点では3つのうち3点目の行政においてという事だと思うんですけども、具体的に固定資産評価に関わる仕事をしてきたかどうかについては、これははっきりしてる、もしくは、有資格があったのかについてははっきりしてほしいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 経歴を持ちまして、包括的にそういう資格を有されてる、また、総合鑑定事務所に勤務されておりますので、そういうところから鑑定につきましては、大丈夫かなということから提案させていただきました。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっときちんと答えていただけてないのもう一度言うてもいいですか。

○議長（杵本光清） はい、認めます。

○6番（坂本博道） 私が伺いましたのは、確かに経歴書のところでどの時期に、固定資産評

価の実務に実際かかわっていたのか。その事に経験があるのだという事をどの時期にやっていたのか。あるのであれば、どの時期というのを明確にさせていただきたい。最後の職歴のところでは実際に固定資産評価に関わっていたのかどうかを明確にさせていただきたい。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 実際にこの方が、そういう業務に関わっておられたかどうかにつきましては私どもは認識はしておりません。ただ、職歴等を勘案させていただくと一番、いいのではないかとこの事で考えております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回の部長の説明なんですけども、そしたら逆に部長が退職されて固定資産評価委員に任命されてできるんですか。同じ役場の職員であっても税務課にいてないと土地や家屋をそんな簡単に評価できるものではないですよ。尚且つ私が最初に言いましたように河合町に戸建ての住宅、土地や家屋を評価するのは税務課の職員ですよ。奈良県が評価しに来ません。あたりまえですよ、固定資産税は100パーセント自治体にはいるんですよ。市町村に。県からくるはずないですよ。県が来る時は大規模な家屋の場合だけです。だから経験があるはずないですよ。河合町の住宅の土地評価を県の職員がしますか。普通。そんなん分かってますよ。そういう税務課が作った評価に対して、納税義務者がこれはおかしいという事で不服申し立てしたときに、それを誰が審査するかといたら、評価審査委員会がするわけですよ。そしたら、一回も土地や家屋の評価やった事がない者が、何故他人の土地評価をできるんですか。適正に。それで多くの自治体はえらい目にあってるんです。裁判まで行って、結局敗訴してる。そして、これではあかんという事で学識経験者、弁護士、不動産鑑定士、税理士、一級建築士、そういうのを置くようになってきているという事なんです。先ほどの部長の答弁では、この方が県庁職員やからというて、できるわけではない。だから、河合町の職員であっても部長はできないと思うけども、土地の評価出きるのか。そしたら自分の土地と家屋、これを適正に評価してるのか見れますか。職員。そこに行かないと、絶対にわからないんですよ。だから、もうちょっとその辺の選任はこれからの時代ちゃんとした専門性を持った方にやってもらわないと、後々トラブルの基になると考えます。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） ご指摘は、伺わせていただきます。ただ、何度も申しますようにこの方におきましては今は、総合鑑定に勤務されております。そういうところから知識をお持ちであると考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今の話は同意第1号の話なんですけども、同意第2号も同様の形でしたので併せて、色々確認させていただいたんですが、同意第1号に関して質問させていただきます。まず、議案の説明で同意の内容の説明においてですね、副長町の方から任期満了という形でお話があったんですけども、先ほど小野課長からは退職の意思を示されという話をされました。どちらであるのかを明らかにしていただきたいというのと、後は以前から思った事なんですけども、特別職の職員で非常勤の者の方の選定の基準とか方法はどのような形をとっているのかを明らかにしていただきたい。それと、地方税法第423条の第3項の規定によりとありますが、その前の方に第2項がございます。これは定員を示す形になってるんですけども確か3名以上の方となっておりますと思いますが、河合町においては定員の数は何名としていて、今回この同意案件、仮に承認となったら何名おられるのでしょうか。そういったところを明らかにしていただきたい。まずはそこまでお答えいただけますでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 先ほどの答弁が不誠実で申し訳ございません。私が退職の意向と申しあげましたのは、今回任期満了を迎えるにあたりまして次の任期は再任しない、ようは今回の任期で終わられると意向を示されたという事でございます。申し訳ございませんでした。次にこういった非常勤特別職の方の編成に関しましては色々な職がありますが基本的には町が持つ人脈を使いまして、適任という方を選びまして議会の同意が必要なものに関しましては提案をさせていただいてるという事です。次に定員ですが、地方税法の規定により423条の2項、委員の定数は3名以上となっております。当該市町の条例に定めるとされております。この条例と言いますのが河合町の税条例になりまして定員は3名でございます。以上です。

○2番（常盤繁範） この同意案件が承認となった場合、実際の定員は何人になりますか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 定員が3名で、その3名の内2名の方を提案させていただいてます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 人脈で選任するとおっしゃいましたけども、ではこの2人以外にも、考えられての方がいらっしゃったのではないかと思うのですが、そういった形でのリストアップがあってリストアップされた中で理事者の方々でこの方がベストだという形で同意の案件が提出されてるのかを確認させてください。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 町におきましてはこの方が一番適任であると判断のもと同意案件として提案させていただきました。

○議長（杵本光清） リストアップはされてないんですか。

○総務部長（福井敏夫） すみません。

まず、一番最初に辞められる方からの紹介をお願いした形でございます。それも全て断られたところから、人脈を得て探していただいてその結果としてこの2名の方となりました。

○2番（常盤繁範） という事は、無いという事ですね。

○議長（杵本光清） 他にありませんか。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ひとつ気になる事があるんですが、住民の方に私なりに調べた事なんですけども、1名の方は田中副長のが近隣の方という事なんですけども、中立公正な立場から固定資産を扱うのに私は・・・

○議長（杵本光清） 佐藤議員。それは同意第2号となります。今は第1号です。

○4番（佐藤利治） すみません。では替えます。今、言われてる固定資産の審査委員会の選任にあたってですけども、今は定例会開会されてますけども、もし定例会が開会されていない時であれば町長が空白を作ってはいけないという事で補欠委員を選任することができるという事でこれは議会の同意を得ないでできるという事が第420条の4号に書いてあるんですけども、これはやはりもしそういうような形になるのかもわからないですけども、もしなる場合になれば、私からの意見、要望としては定例会開会中にもう一度協議を重ねて近隣市町

村、斑鳩町でも大学教授の方おられます。2町をまたいでされてる方もおられるようなので、連携をとっていただく方法もあるのではないかと思います。そうでないと、先ほど他の議員が言われてた近年訴訟になっている事も多いと。河合町を守るためにもそういう考えが必要ではないかと思うのですけどもどうですか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 補欠をおけるという条文でございますが、今、こうして同意案件として上げさせていただいてる状況でございます。これにつきまして審議いただきたいと思えます。それと、もう1点。よその状況でございます。近隣等も調べさせていただいております。基本的には大学教授であるとか、税理士であるとかの方もおられます。ただ、一方で町の固有の色々な役職の方もおられますので、それにつきましては町によって色々な状況があると考えるところです。ただ、この件につきまして本町にとってはこの、2名が一番必要ではないか、有効ではないかところで上げさせていただいたところでございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 議長、討論。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の件については、不同意の立場で討論させていただきます。

今回の選任対象者の方が先ほど、答弁でも残念ながら3つの対象者の基準の上で固定資産評価について学識経験を有するものだと言うことだと思んですが、その中での答弁では今回の選任者は、地方公共団体の経験者という事でありまして、その職歴の中で固定資産評価実務経験という点では明確な回答がなかつたと思います。そういう点では住民の理解と協力が必要な時期だけに固定資産評価審査委員会の審査委員についても改めてこの専門性を有する方そして、地方公共団体のOB等であれば、余計に固定資産税の評価の実務経験のある方から選ぶという基準を明確にしていくことが河合町の行政の質を高めていく事になると思います。そういう点ではぜひ再検討して新たな人選をしていただけたらと思います。それと、先ほど佐藤議員からもありましたが、確かに補欠委員を選ぶ事ができますけども、その後が一番近い議会で報告して、否決されたら罷免しないといけないと思います。同時に委

員が欠けた場合においては、遅滞なく選ぶ事になってますので、遅滞なくというのはなるべく早くというのは、次の議会ですとっております。そういう点で不同意としての討論をさせていただきます。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） ○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私も反対の立場で討論いたします。まず、固定資産評価審査委員会は土地や建物の鑑定評価された価格。いわゆる評価額について納税義務者からの不服申し立てに対し中立公正、専門的な立場から評価各が適正化いなかを審査し決定するため法律に基づき、設置された行政委員会。近年は固定資産評価審査委員会の審査決定を不服として納税義務者が裁判所に提訴し最終的に自治体が敗訴するケースが増えていることから、弁護士、税理士、不動産鑑定士、一級建築士により固定資産評価審査委員会を組織する自治体が増えてきています。河合町においても今後、納税義務者が固定資産評価審査委員会の審査決定を不服とし、裁判所に提訴し結果とし、河合町が裁判で負けることになっては住民の信頼を著しく失う事になります。以上のことから固定資産評価審査委員会の委員の選任については中立公正、専門的な観点から弁護士、税理士、不動産鑑定士、一級建築士、大学教授の国家資格者、学識経験者の中から選任される事が望ましく考えるため今回の委員の選任については反対いたします。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 非常に残念なんですけども、私も不同意の立場で意見を述べさせていただきます。何点か理由はあるんですけども、まず固定資産の見直しというのを簡単に言ってしまうんですけども、その辺のところは単年度、町長にご理解いただいて個別外部監査を行ったうえで、専門チームの方々から意見書を先日にも受理されてる状況でありまして、その状況において、今回の予算案については、固定資産税の部分と徴収と河合町におきましてそういう見込みでありますという形を取ってる。そういう状況であります。その中で不服申し立てというのはですね、予想される事だというのは私を含めて個別外部監査のプロジェクトチームの一員として、役場の職員を含めて、その辺のところは非常に危惧をしております、専門性のあるかつ知識のある法律的な知識もある、そういう方々にあたってもらうということ

も必要ではないかと、言うことはプロジェクトチームとしても提案させていただいた事ではあるんです。しかしながら、その形としての今回実際のところ不服申し立ての形での審議をされる担当者について配慮しきれてるのかなと考えまして、私としては反対させていただきたい。もう1点ございまして、特別職の職員で上記の者の方で選定の仕方についてこれはちょっと考えていっていただきたいなど。対象者の方が見つかるまで、声かけをしていってその方が答えてくれた事によって、リストアップするというのは選定のラインに上げて同意案件として提出するという形でした。とそういう点では私に対しての質問に対してはお答えいただいた。その後、大学教授の方がいらっしゃるとか、そういう話はありませんけれども、一旦選定にあげる前に、ある一定期間を町内の方々でも人脈でも何でも使ってもかまわないと思うんですけども、全部リストアップしてからその中で理事者の方々に新たに優先順位を決めて、声をかけていこうかという形をとってからこういった形の同意案件として選定しましたという形で出していただきたい。そういう所も踏まえて、今回は不同意をさせていただきたいと思います。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言するものなし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を集結いたします。

これより、同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 少数であります。着席願います。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については不同意とすることに決定されました。

◎同意第2号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第2号についての裁決を行います。

- 5番（中山義英） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 質疑ですか。
- 5番（中山義英） はい。
- 議長（杵本光清） 中山議員。
- 5番（中山義英） この案件につきましても私がなぜここまで言うのかということ、私の経験から言いますと、生駒時代に審査委員の判断によって税務課が適正に課税していたにもかかわらず、その方の恣意的な判断により15年分の税金を返したと。という事はもうそうになってしまうと税務課の職員としてはやられてられない、税務課の職員は総務省の審査基準に基づいて評価しているにもかかわらず、あくまで中立性のない審査委員によって15年間の決定を出されて税務課はそれに従わざるを得ない。こういう委員というのは中立性・公正・専門性をもった方がパシと評価してもらったら我々も納得するんですけども、言うたもん勝ちになってしまうと思いますのでやはり、この職についてはちゃんとした、弁護士、不動産鑑定士、一級建築士の方にやっていただきたいと思います。先ほど、同意1号の方ですが、小野課長が鑑定評価と言われましたけども、鑑定評価と土地家屋評価は意味が違いますよ。だから、この方も同意第2号の方も持ち家に住んでおられる土地家屋、その税金の通知を送ってきて、この評価が正しいねんという計算できますか。土地は色々な補正が入ってくるんですよ、単なる路線価×平米単価ではないんです。そういう事も分かってる人がならないと、不服申し立てに対して適正な判断が絶対できるはずがない。それは私の経験から申し上げます。
- 議長（杵本光清） 質問の答弁はいいですか。
- 5番（中山義英） いいです。
- 13番（谷本昌弘） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 谷本議員。
- 13番（谷本昌弘） 少しおたずねします。以前は、評価審査委員さんの他に補助員という方が数名おられたように思います。その補助員がおられたシステムは現在はどうなっていますか。
- 総務課長（小野雄一郎） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 小野総務課長。
- 総務課長（小野雄一郎） いつの時点かは把握していませんけども、補助員制度は既に廃止になっておると思っております。
- 6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この方についても、確認をさせていただきたいと思います。この方個人の評価というのは分かりません。今回の評価委員の選定にあたってこの方は先ほど言いました、3つの対象者としての中で、市町村の住民、もう一つは市町村税の納税義務者、もう一つは固定資産評価について学識経験を有するもの、その内のどの対象者として選んだのか。もし3番目の固定資産評価について学識経験を有するものという位置付けで選らんでいるのであれば先ほど言いましたような学識経験者、不動産鑑定士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、一級建築士などの有資格者なのかどうか、もしくは地方公共団体において固定資産評価の実務経験者なのかどうか、経験の中でどの時期にやっておられたのか分かっておられるのであれば、参考も含めて回答をお願いします。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 梶原様につきましては、地方税法が求める条件の内市町村税の納税義務があるという事は間違いはないということでございます。それに加えまして大阪府庁にお勤めなど建築に関する知識を有するという事でそういった学識経験を今回、建築関連の知識を審査要求に基づいて実地検査等を行う際にいかされるという事も期待したうえで今回提案させていただいたところです。ただし、おっしゃっているのは資格が何をお持ちであるとかいつの期間どういった実務に携わってらっしゃったかというここに添付しております経歴書以上の内容につきましては、所持しておりません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 改めてですけどもこの時期、税金について少しでも住民の皆さんに適正にという事を求める時期です。だからこそ余計にそれに対しても、不服やご意見がある場合はきちっと答える体制を整えるためにも、中身、個人がどうというわけではないですけども、それをできる専門性が必要ではないかと思います。その点では先ほど経歴の中で具体的にやはり固定資産評価に携わった実務経験があつてその観点から審査できる人を、今後入れてくれと思うんですが、その点ではこの方についてもそういう経歴は確認出来ていないという事でよろしいでしょうか。改めて。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 先ほど答弁しましたとおりでございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 同意第2号についてもですね、先ほどと同様な形で質問させていただきたいんですけども。特別職の職員で非常勤の者の形の条例に基づいてですね、報酬を支払わなければならない形ですが、月額5,000円という形になっております。イメージの問題なんですけども、人を集める、ましてや募集をかけてこの現状でなかなか集まりが悪くなってるんじゃないですかね。他のものに対しても。なかなか見つからないんです。とよく職員さんからも聞きます。これはご答弁いただかなくて結構です。これから質問させていただきたい内容としては、この月額報酬の部分を見直してもいいのではないかと。専門性かつプロフェッショナルでないと不服申立てに対してしっかりとエビデンスを示して、「こうで、こうですからこういう評価をしています」と言うものをはっきりと打ち出していくことになりましてその時には専門性や実務経験のある部分が必要になってくると思うんですね。月額5,000円という形は果たしてどうなのか。そういうところでどうなのか。そこでお伺いしたいのですが、実際に不服申立てがあった場合にどのぐらい、その委員さんに業務していただくとか来ていただく日数としてはほしい、前例として何日ぐらいになって、最終的に成果報告になるのか、お答えいただけますか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 前例という事でございますが、実際に審査委員会において審査申出を受け付けて審査したのが、平成8年に前例がございます。その際に何回この審査委員会の会議を経て最終的に審査決定にたどり着いたのか、手元に記録がないわけなんですけども。少なくとも審査申出の受理から始まりまして、双方の弁明書、反論書等の書面審議の経路を経た上で控訴審議、実地調査等そういった手続が必要である事から、おそらく数回、10回以下位の回数が必要ではないかと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほどはすみません。先ほどの件なんですけども、私が個人的に住民の方に調べてた事なんですけども、同意2号の方については田中副長町のご近隣の方ということなんですけども、私は、こういう審査委員になる方で中立公正な立場から偶然とは思って

ます。私の考えは間違ってますか。副長町できたらお答えください。

(「質問の意味がわからない」という者あり)

○4番(佐藤利治) 質問の意味がわからないという事ですのでもう一度言わせてもらいます。住民の方に個人的に調べた形なんですけども、近隣の方、隣の方というのが駄目という条例は何も無いんですけども、私が気になってのはその選ばれてる方は中立公正な立場でないといけなと謳われてますけども、私自身はたまたま、選ばれた方がご近所の方と思ってます。私の考える事は偶然という事で間違えございませんか。それが心配なんで。後々なんかあった場合。

○副長町(田中敏彦) はい、議長。

○議長(杵本光清) 田中副長町。

○副長町(田中敏彦) ご近所であれば、そういう方が、有識者である、それと適正な判断をされないという考えが私は理解できません。候補者の中で大阪府庁で建築の知識もあって、そういう経験もされてるという事で候補者の中に選んで、その中から推薦をしたという事です。

○4番(佐藤利治) わかりました。

○5番(中山義英) はい、議長。

○議長(杵本光清) 中山議員。

○5番(中山義英) 先ほどの小野課長の答弁の中で2、3回くらいの執務という話やったと思うんですけども、下手したら1年、2年なんて当たり前ですよ。弁明書を行政側が書いて、納税義務者が納得しなかったら、向こうの弁明書がまた出てくるわけです。弁明書を書くのに1日や2日で書けるわけが無いんです。色々な法律的な観点から訴える、このやりとりがすごく日数がかかるんです。それと、今回の方を採用される場合、本来、まず「自分の家の土地と家屋の評価ができるんですか」と聞くのが普通でしょ。あなたは納税通知きてこれは適正かどうか分かるんですか。分からない人が他人の評価なんてまずできないです。それと河合町が平成8年からほとんど無いという事ですけども、その理由を考えられましたか。私が思うのは、まず税務課が懇切丁寧に納税義務者へ説明してるのか、もしくは、言いたくないですけど、口利きで税金をまけて貰える、だから当然不服申立てしないですわね。そういったケースも考えられるわけですわ。だからこそ中立公正、専門性を持った人がいるんですよ。普通ね、平成8年から13年経って、1件もあらへん。私は元自治体職員として、ちょっと考えられへん。適正に税務課がちゃんとやっているとこの事やってるんやったら、それに超

したことはないし。もし、何かの口利きがあつて本来、不服申し立てになるところが、税金安くしてなつてないとしたらこれも問題やし。それと、この方が採用されるときに自分の土地の家屋と土地を評価できるのか、そういった確認をされたのかそこをお答えください。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 先ほど私の答弁ですが、2・3回とは申ししておりませんでして、数回10回位程度という事で日数に関しては具体的にはお答えしておりません。次に平成8年以降、何故無かつたのかについては私の思うところですがその制度の説明なり、評価に至つた考え方などを説明した上で納得いただけて、平成8年以降なかつたというのが事実だと考えております。最後に今回、候補になられてる方が家の土地、建物の評価ができるのかという事は確認はしておりません。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 審査会がもし開かれるのであれば、当然税務課の方から色々な資料を提示させていただいた上でこの計算方法や算定方法、色々な法廷根拠に基づき、説明をさせていただいてその上で、委員さんに判断していただく事になると思うんですけども。それに対してこの方が、自分の家が評価できるのかという部分については大きな問題ではないと思います。あくまでも税務課が説明した内容が法的に正しいのかどうか、あるいは個人さんの申請が正しいのかどうか、その辺を含めて判断していただくのが委員さんのお仕事だと思います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先ほどの質問を続ける形で再質問をさせていただきたいんですけども、ご答弁いただいた内容ですと平成8年以降、集まっていたかと言いますか、実際に不服申し立てについて出した実績はないとお答えいただきました。では、お伺いいたしますが、固定資産評価審査委員会委員の任期をお答えいただきたいのと、実際に不服申し立て等が無い場合は報酬と言いますか、ご参集以下だとそういった事は無いという事でよろしいでしょうか。という事は平成8年以降は、ご参集いただいて何らかの形でお集まりいただくという事は8年以降13年間はなかつたという事で認識してよろしいでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） まず、委員の任期ですが地方税法上、3年と定められております。ただし、再任していただく事は可能です。次に平成8年以降参集してなかったのかという質問ですが、不服申立てはなくても、年1回は必ずお集まりいただいてまして、近年の動向であるとか、不服申立てに至らなかったけども、こういった問い合わせがあったという内容は共有させていただいております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言するものなし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、同意第2号の採決を行います。

○6番（坂本博道） 議長、討論。

○議長（杵本光清） 討論という事ですので、討論に入ります。坂本議員。

○6番（坂本博道） なにぶん先ほど確認した事も踏まえて、不同意として意見を述べさせていただきますと思います。確かに人選について大変苦勞があったと思います。改めて、今の時代の中で固定資産の評価審査委員会の在り方、また求められる中身について、その場その場の法律で規制されてる、中身もやはり一層専門について高めていこうという方向から大事な時期にきてると思います。そうい点では、これは前に事例が無かったからという事ではなくて、これからの河合町の行政の在り方や中にもあれば、されには資質を高めていく立場からも今回につきましては、是非改めて、再度検討いただきまして詰めていただきたい事を含めて不同意とさせていただきますと思います。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私も不同意の立場で申し上げます。先ほど福井部長からもありましたように今回のこの方については鑑定評価に影響はない。住民の立場にたった考え方で発言していただきたいです。仮に土地評価の家屋評価の経験のない福井部長が選ばれた時に、住民の方は福井部長って土地や家屋の評価もできひんののここに座ってる。住民どう思います。何も自分の家の評価もわからんもんが座って、これはおかしいでしょ。なんぼなんでも。鑑定評価に影響無いって。全くの素人が座ってすむ話ではないですよ。だから過去にそういう事があったから裁判になって色々な自治体は敗訴してるんです。だから、それではあかんという事で弁護士や不動産鑑定士を置くようになってきてる。その現実を踏まえて発言していた

だきたい。仮の話ですよ。ここからは、福井部長がもし土地家屋評価委員になってもできないでしょ。わからないでしょ。土地の評価できますか。住民の立場にたって考えてください。住民は自分の納税通知がきたやつに不服があつて上に上げた時に適正に判断してもらわなかったら、次はどこに言うていくんですか。裁判所でしょ。もっと住民の立場、納税する人の立場になって発言をしてください。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言するものなし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、同意第2号の採決を行います。

本案を同意することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 少数であります。着席願います。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について不同意とすることに決定しました。

◎議案第5号から議案第9号、議案第18号、議案第20号、議案第

21号、議案第24号から議案第26号の委員会付託

○議長（杵本光清） 日程第8、議案第5号、日程第9、議案第6号、日程第10、議案第7号、日程第11、議案第8号、日程第12、議案第9号、日程第13、議案第18号、日程第14、議案第20号、日程第15、議案第21号、日程第16、議案第24号、日程第17、議案第25号、日程第18、議案第26号、の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第5号、議案第18号、議案第20号を総務常任委員会に付託します。

議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第21号を厚生常任委員会に付託します。

議案第7号、議案第24号、議案第25号、議案第26号を経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第10号から議案第17号の委員会付託

○議長（杵本光清） 日程第19、議案第10号、日程第20、議案第11号、日程第21、議案第12号、日程第22、議案第13号、日程第23、議案第14号、日程第24、議案第15号、日程第25、議案第16号、日程第26、議案第17号の審議方法についてお諮りします。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 動議の提出をいたします。

○議長（杵本光清） はい、どうぞ。

○4番（佐藤利治） 動議の提出をいたします。議案第10号から第17号までの審議方法については、議長を除く全議員で構成される予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審議されることを望みます。

○議長（杵本光清） ただいま、佐藤議員から動議が提出されました、この動議に対する賛同者の方はいらっしゃいますでしょうか。動議を成立させるための賛同者。動議に関しての可決、否決ではありません。

（「もう一度お願いします」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 佐藤議員もう一度お願いします。

○4番（佐藤利治） 動議の提出をいたします。議案第10号から第17号までの審議方法については、議長を除く全議員で構成される予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審議されることを望みます。

○議長（杵本光清） 動議を成立させるためには、どなたかの賛同が必要となります。動議に対する賛否ではありません。この動議に対して賛同者はいらっしゃいませんか。

（「賛同します」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 動議は成立しました。

本動議を議題として採決を行います。本動議のとおり決する事に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。

よって、議案第10号から議案第17号までの審議は、全議員で構成される予算審査特別委員会を設置し、付託することを可決されました。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩とします。

休憩 午後12時 9分

再開 午後12時16分

○議長（杵本光清） 再開します。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には10番、馬場千恵子議員、同副委員長には2番、常盤繁範議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午後12時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 中 山 義 英

署 名 議 員 坂 本 博 道